

第556回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年10月3日(火)

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る免許の基本方針(案)及び取扱方針(案)について【協議】

(2) 第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る免許の結果について【報告】

(3) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について【報告】

(4) テナガエビ資源の状況について【報告】

(5) その他

7 閉 会

第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る免許の基本方針(案)について

1. 第1種区画漁業(小割式養殖業)の概要

第1種区画漁業権(小割式養殖業)に基づく網いけす養殖業は、地域漁業振興計画の一環として昭和39年に導入され、漁場の高い生産性と養殖技術の発展により急速に生産を伸ばした。

コイの収穫量は、昭和50年には全国一となり、昭和57年には8,641トンと生産のピークを迎えた。その後、需要の低迷により徐々に収穫量が減少したものの、平成14年までは収穫量全国一を維持し続けた(図1)。

しかし、平成15年10月のコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生により、生産を休止した。

平成21年4月には、KHV病に強いコイの生産技術の開発やまん延させない安全な流通方法が確立されたことから、約5年ぶりにコイ養殖が再開された。令和3年の茨城県の養殖コイ収穫量は749トン(霞ヶ浦北浦分は非公表)で全国1位の収穫量であり、そのほとんどは霞ヶ浦北浦産である(表1)。

また、霞ヶ浦北浦では、養殖業者の一部で小規模ながらアメリカナマズやフナ等の生産も行われている。

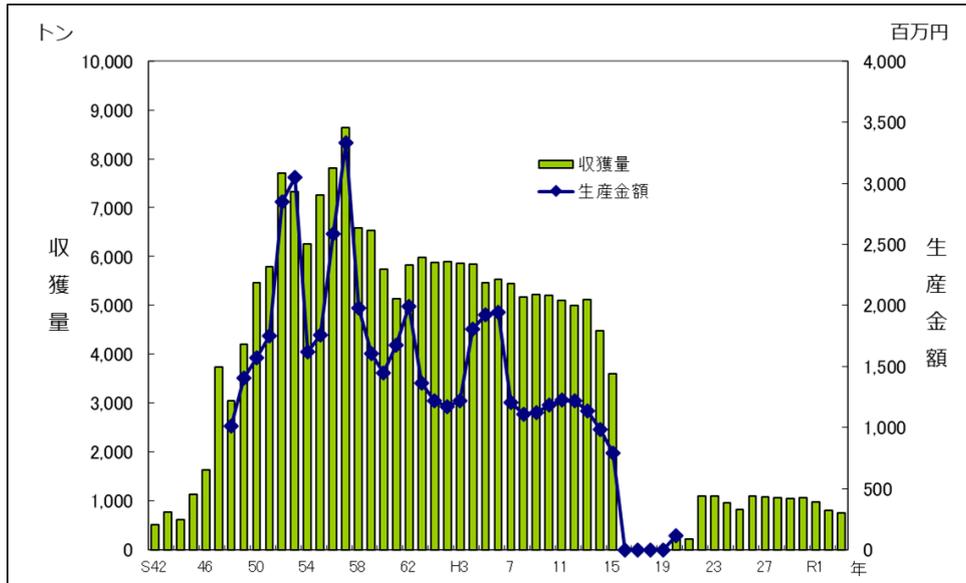


図1 霞ヶ浦北浦における養殖コイの収穫量と生産金額の推移

※生産金額：H21年度から調査対象としていない。

(漁業・養殖業生産統計(農林水産省))

表1 近年の養殖コイ等の収穫量

(単位：トン)

項目			H29	H30	R1	R2	R3
収穫量	コイ	茨城	1,040	1,063	970	812	749
		霞ヶ浦	984	x	x	x	x
		北浦	x	x	x	x	x
その他			152	154	127	x	x

※ x は非公表

(漁業・養殖業生産統計(農林水産省))

2. 第1種区画漁業（小割式養殖業）行使実態調査結果（速報）

①調査概要（一部未実施）

- ・期 間：令和5年7月25日(火)から令和5年10月4日(水)（予定）
- ・対象漁場：霞北区第11号漁場ほか13漁場
- ・対 象 者：霞ヶ浦漁協ほか2漁協及び各漁業権行使権者（養殖業者）
- ・調査方法：漁協職員立会のもと現地（網いけす）立ち入り調査及び漁業権行使者（養殖業者）への個別聞き取り（意向確認含む）を実施

②行使状況について

調査の完了した13漁場の行使状況は、最大行使面数が1,665面であるのに対し、行使面数は930面となっており、最大行使面数の約56%が使用されている（表2）。

魚種は、養殖に使用している面数のうちコイが75%、フナが15%、アメリカナマズ（チャネルキャットフィッシュ）が10%を占めており、現在の漁場計画において養殖対象とされているレンギョ（ハクレン）、ナマズ、ウナギ、テナガエビについては養殖実績が確認されなかった（図2）。

③意向確認結果について

漁業権者及び行使者に対し、次期免許期間における養殖継続の意思を確認したところ、10漁場においては、現状維持の意向が示されたものの、3漁場（霞北区第12号、41号、43号）については、次期切替を機に廃止の意向が示された（表2）。

また継続の意向を示した漁場において、新たな養殖魚種や面数増加の希望は無かった。

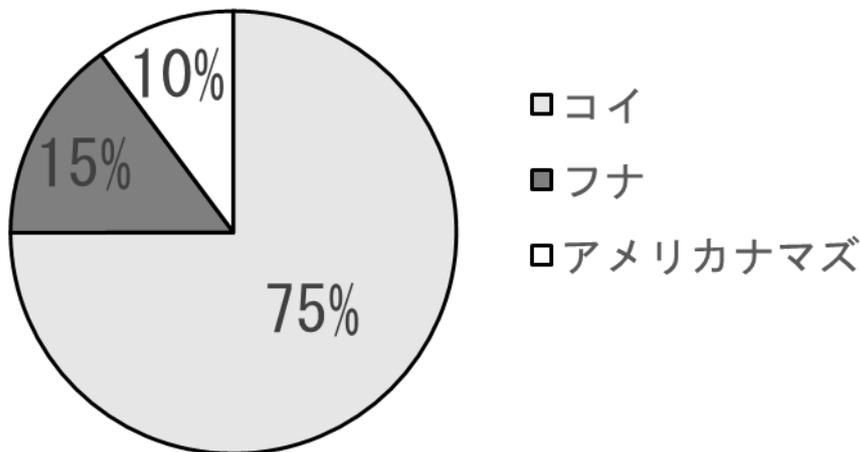


図2. 魚種別行使面数割合（一部漁場を除く）

表2 網いけす行使実態調査結果（令和5年7～9月）

公示番号 (霞北区)	漁業権者	最大行使 面数(A)	行使面数 (B)	行使率(%) (B)÷(A)	養殖魚種	行使状況	意向
11	霞ヶ浦漁業 協同組合	16	※	※	コイ、フナ、 アメリカナマズ	操業中	継続
12	霞ヶ浦漁業 協同組合	38	0	0%	—	養殖施設 撤去	廃止
13	霞ヶ浦漁業 協同組合	125	※	※	コイ、フナ	操業中	継続
15	霞ヶ浦漁業 協同組合	45	※	※	コイ、フナ、 アメリカナマズ	操業中	継続
16	霞ヶ浦漁業 協同組合	163	137	84%	コイ、フナ、 アメリカナマズ	操業中	継続
17	霞ヶ浦漁業 協同組合	143	138	97%	コイ	操業中	継続
22	霞ヶ浦漁業 協同組合	60	※	※	コイ、フナ	操業中	継続
25	霞ヶ浦漁業 協同組合	785	478	61%	コイ、フナ、 アメリカナマズ	操業中	継続
26	霞ヶ浦漁業 協同組合	220	—	—		調査未了	—
30	麻生漁業 協同組合	58	※	※	コイ、アメリカ ナマズ	操業中	継続
41	霞ヶ浦漁業 協同組合	24	0	0%	—	養殖施設 撤去	廃止
43	霞ヶ浦漁業 協同組合	58	0	0%	—	養殖施設 撤去	廃止
52	きたうら広域 漁業協同組合	130	24	18%	コイ、フナ、 アメリカナマズ	操業中	継続
63	きたうら広域 漁業協同組合	20	※	※	アメリカナマズ	操業中	継続
計	霞ヶ浦計 (26号除く)	1,515	903	60%			
	北浦計	150	27	18%			
	(26号除く)	1,665	930	56%			

※ 2経営体未満の漁場は非公表

第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針（案）

第1種区画漁業権（小割式養殖業）に基づく網いけす養殖業は、昭和39年に導入され、昭和50年にコイの生産量が全国一となり、最盛期の昭和57年には8,641トンを生産した。その後、需要の低迷により生産量は5,000トン台となったが、全国一の生産量であった。

しかし、平成15年10月にコイヘルペスウィルス（以下「KHV」という。）病の影響で約5年間休業状態が続き、その後、耐性ゴイの作出技術などにより平成21年4月にコイ養殖が再開されたものの、生産量は1,000トン台と大幅に減少した。さらに令和2年以降、新型コロナウイルス感染症のまん延により、飲食店や旅館等での需要減少に伴い生産量が減少するなど、小割式養殖業は厳しい状況に置かれている。

一方で、天然資源の変動に左右されない養殖業は、霞ヶ浦北浦の水産業の安定化に不可欠であり、引き続き小割式養殖業を振興していくことが重要である。

以上の状況を踏まえ、水面の総合的な利用を図り漁業生産力を発展させるため、海区漁場計画の作成にあたっては、下記の方針により処理することとする。

- (1) 免許予定日 令和6年9月1日
免許予定日は、現在の漁業権の存続期間が満了する日（令和6年8月31日）の翌日である令和6年9月1日とする。
- (2) 漁業権の存続期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
漁業権の存続期間は、免許の日から起算して5年とする。
- (3) 海区漁場計画の内容等
 - ① 海区漁場計画の期間は、5年とする。
 - ② 現に漁業権の存する漁場のうち、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）については、現行の漁業権と概ね等しい内容の漁業権（類似漁業権）を設定する。
 - ③ 現に漁業権の存する漁場のうち、活用されていない漁業権（非活用漁業権）については、水面の総合的な利用を勘案し、適格性を有する者に対し漁場利用の意思などを確認のうえで漁業権の設定について判断することとし、活用の見込みがない場合は漁業権を設定しない。
 - ④ 現に漁業権の存しない水面については、新たな漁業権は設定しない。
 - ⑤ 設定する漁業権は、漁業法第63条第1項第3号および第4号の規定により、引き続き団体漁業権とする。

⑥ 関係地区

原則として現行のとおりとする。

⑦ 漁場の区域について

漁場の区域については、原則として現行どおりとする。

また、区域の表記については、緯度経度表示を基本とし、従来の表記を併記する。

⑧ 養殖できる水産動物

養殖できる水産動植物は、原則として現行の魚種のうち養殖実績を有する魚種としつつ、環境や生態系への影響を考慮したうえで新たな魚種を養殖することを可能とする。

ただし、魚種の制限は従来の漁場計画による制限又は条件によらず、漁業権行使規則において規定することとする。

また、チャンネルキャットフィッシュなど養殖にあたり「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」など他法令による許認可等を必要とする場合には、当該許認可を受けた者が漁業権を行使することが見込まれる場合に限るものとする。

⑨ いけす網の設置面積

全漁場のいけす網の設置面積の合計は、現行面積*以内とする。

※現行面積 47,125 m² (1,885 面)

内訳：霞ヶ浦 43,375 m² (1,735 面) 北浦 3,750 m² (150 面)

資料1-3

第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針の新旧比較表

前回（令和元年免許）	今回（令和6年免許）	見直し理由等
<p>第1種区画漁業（小割式養殖業）の一斉切替えにあたっての基本方針</p> <p>第1種区画漁業権（小割式養殖業）に基づく網いけす養殖業は、昭和39年に導入され、昭和50年にコイの生産量が全国一となり、最盛期の昭和57年には8,641トンを生産した。その後、需要の低迷により生産量は5,000トン台となったが、全国一の生産量であった。</p> <p>しかし、平成15年10月に発生したコイヘルペスウイルス（以下「KHV」という。）病による「持続的養殖生産確保法」に基づくまん延防止措置の後、一時的に休業状態が続いたが、耐性ゴイの作出技術やまん延させない安全な流通方法が確立したことにより、平成21年4月にコイ養殖が再開された。</p> <p>さらに、平成25年8月から「コイヘルペスウイルス病防疫指針」に基づき、食用に供するために養殖されたコイに限ってKHV病の既発生水域間の活魚移動が認められるようになり、今後ともコイ養殖業を振興していくことが重要である。</p> <p>以上を踏まえて、今回の漁場計画樹立にあつた</p>	<p>第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針</p> <p>第1種区画漁業権（小割式養殖業）に基づく網いけす養殖業は、昭和39年に導入され、昭和50年にコイの生産量が全国一となり、最盛期の昭和57年には8,641トンを生産した。その後、需要の低迷により生産量は5,000トン台となったが、全国一の生産量であった。</p> <p>しかし、平成15年10月に発生したコイヘルペスウイルス（以下「KHV」という。）病の影響で約5年間休業状態が続き、その後、耐性ゴイの作出技術などにより平成21年4月にコイ養殖が再開されたものの、生産量は1,000トン台と大幅に減少した。さらに令和2年以降、新型コロナウイルス感染症のまん延により、飲食店や旅館等での需要減少に伴い生産量が減少するなど、小割式養殖業は厳しい状況に置かれている。</p> <p>一方で、天然資源の変動に左右されない養殖業は、霞ヶ浦北浦の水産業の安定化に不可欠であり、引き続き小割式養殖業を振興していくことが重要である。</p> <p>以上の状況を踏まえ、水面の総合的な利用を図</p>	<p>・ 第2種共同漁業（張網漁業）および第1種区画漁業（真珠養殖業）の免許の基本方針と名称を合わせた修正。</p> <p>・ 近年の状況を修正。</p> <p>・ 漁業法改正に伴う修正。</p>

<p>ては、免許の内容等については基本的には現行どおりとし、下記の方針により処理することとする。</p> <p>1. 免許予定日 平成31年9月1日 免許予定日は、現在の漁業権の存続期間が満了する日（平成31年8月31日）の翌日である平成31年9月1日とする。</p> <p>2. 漁業権の存続期間 平成31年9月1日から平成36年8月31日まで 漁業権の存続期間は、漁業法第21条第1項の規定に基づき、免許の日から起算して5年とする。</p> <p>3. 漁場計画の樹立について 原則として新規の漁場計画は樹立しない。 また、現行免許期間内で操業実績がなく、かつ次期免許期間内に操業の見込みがない漁場については、漁場計画を樹立しない。</p>	<p>り漁業生産力を発展させるため、<u>海区漁場計画の作成にあたっては、下記の方針により処理することとする。</u></p> <p>(1) 免許予定日 <u>令和6年9月1日</u> 免許予定日は、現在の漁業権の存続期間が満了する日（<u>令和6年8月31日</u>）の翌日である<u>令和6年9月1日</u>とする。</p> <p>(2) 漁業権の存続期間 <u>令和6年9月1日</u>から<u>令和11年8月31日</u>まで 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して5年とする。</p> <p>(3) <u>海区漁場計画の内容等</u> ①<u>海区漁場計画の期間は、5年とする。</u> ②<u>現に漁業権の存する漁場のうち、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）については、原則として現行の漁業権と概ね等しい内容の漁業権（類似漁業権）を設定する。</u> ③<u>現に漁業権の存する漁場のうち、活用されていない漁業権（非活用漁業権）については、水面の総合的な利用を勘案し、適格性を有する者に対し漁場利用の意思などを確認のうえ、漁業権の設定について判断することとし、活</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」に基づく用語の修正。 期間の更新。 期間の更新。 漁業法第75条第1項の規定により5年。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的助言の刷新に合わせて表現を修正。 漁業法第62条第1項の規定により5年。 漁業法改正に伴う修正。 水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」等より。
--	---	--	--

<p>4. 免許の内容等</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 原則として現行どおりとするが、行使実態を踏まえ、一部見直しを図る。</p>	<p><u>用の見込みがない場合は漁業権を設定しない。</u></p> <p>④ <u>現に漁業権の存しない水面については、新たな漁業権は設定しない。</u></p> <p>⑤ <u>設定する漁業権は、漁業法第63条第1項第3号および第4号の規定により、引き続き団体漁業権とする。</u></p> <p>⑥ <u>関係地区</u> 原則として現行のとおりとする。</p> <p>⑦ <u>漁場の区域について</u> 漁場の区域については、原則として現行どおりとする。</p> <p>また、<u>区域の表記については、緯度経度表示を基本とし、従来の表記を併記する。</u></p> <p>⑧ <u>養殖できる水産動物</u> 養殖できる水産動物は、原則として現行の魚種のうち養殖実績を有する魚種としつつ、環境や生態系への影響を考慮したうえで新たな魚種を養殖することを可能とする。</p> <p>ただし、<u>魚種の制限は従来の漁場計画による</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行使状況調査において、新規漁場の漁場計画の作成の必要性が認められなかったため。 ・ 漁業法第62条第2項第1号ホ「<u>区画漁業権</u>については、<u>個別漁業権</u>（漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むもの）又は<u>団体漁業権</u>（自らその内容たる漁業を営まない場合に漁業協同組合等が取得する漁業権）の別を定める」。 ・ 漁業法第63条第1項第3号および第4号により<u>団体漁業権</u>とする。 ・ <u>順序の移動</u> ・ 水産庁長官通知「<u>海区漁場計画の作成等について</u>（令和4年4月14日付け4水管第57号）」より。
<p>(2) 養殖できる水産動物 原則として現行どおりとする。 ただし、チャネルキヤットフイッシュについては、「<u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律</u>」に基づく飼養等の許可を受けた者が漁業権を行使することが見込まれる</p>	<p>⑨ <u>養殖できる水産動物</u> 水産庁長官通知「<u>海区漁場計画の作成等について</u>（令和4年4月14日付け4水管第57号）」および水産庁長官通知「<u>漁業権行使規則等の作成及び認可について</u>（令和4年7月26日付け4水管第1166号）」より。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産庁長官通知「<u>海区漁場計画の作成等について</u>（令和4年4月14日付け4水管第57号）」および水産庁長官通知「<u>漁業権行使規則等の作成及び認可について</u>（令和4年7月26日付け4水管第1166号）」より。

<p>場合に限るものとする。</p> <p>(3) いけす網の設置面積 全漁場のいけす網の設置面積の合計は、現行面積※以内とする。 ※現行面積 48,275 m² (1,931 面) 内訳:霞ヶ浦 44,500 m² (1,780 面) 北浦 3,775 m² (151 面)</p> <p>(4) 地元地区 各漁場の自然的条件や行使用状況等の社会的条件を勘案して設定する。</p>	<p><u>制限又は条件によらず、漁業権行使規則において規定することとする。</u></p> <p>また、チャネルキヤットフイッシュなど養殖にあたり「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」など他法令による許可等を必要とする場合には、当該許可を受けた者が漁業権を行使することが見込まれる場合に限るものとする。</p> <p>⑨いけす網の設置面積 全漁場のいけす網の設置面積の合計は、現行面積※以内とする。 ※現行面積 47,125 m² (1,885 面) 内訳:霞ヶ浦 43,375 m² (1,735 面) 北浦 3,750 m² (150 面)</p>	<p>・ 現行免許面数の更新</p> <p>・ ⑥関係地区へ順序の移動</p>
--	--	---

霞ヶ浦北浦海区における第1種区画漁業の海区漁場計画に関する取扱方針（案）

（趣旨）

第1 霞ヶ浦北浦海区における区画漁業の海区漁場計画に関する取扱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（海区漁場計画の作成）

第2 法第62条に基づく海区漁場計画は、次の各号の一に該当する場合に作成する。

- （1）霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から海区漁場計画を作成すべき旨知事に要望があった場合
- （2）霞ヶ浦北浦海区の区域内に住所を有する漁業協同組合等から海区漁場計画を作成すべき旨知事に要望があった場合
- （3）その他知事が特に必要と認めた場合

第3 前項第1号及び第2号に基づく海区漁場計画は、現地の漁場要因及び他の漁業との関連等を調査し、かつ、関係漁業協同組合の意見を聞いたうえで作成するものとする。

（海区漁場計画に係る漁場の勘案事項）

第4 海区漁場計画を作成しようとする漁場は、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- （1）漁場環境
- （2）共同漁業権の漁場区域と重複する漁場にあつては、漁業権者の同意
- （3）共同漁業権の漁場区域外の漁場にあつては、地元漁業協同組合の同意
- （4）霞ヶ浦開発事業の漁業補償がなされた後において、行使面数を増加させようとする漁場又は新規着業しようとする漁場若しくは霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償の際、完全休業中であつたため同補償が適用されなかつた漁場にあつては、当該漁場計画を希望する者の霞ヶ浦開発事業に対して異議申し立て及び求償権を放棄する旨等を記載した書面（別記様式）の提出の有無
- （5）真珠養殖業にあつては、母貝の資源及び供給状況並びに知事が必要と認める書類の有無

（海区漁場計画を作成しない場合）

第5 次の各号の一に該当する場合は、海区漁場計画を作成しないものとする。

ただし、第1号から第4号に該当する場合には、関係機関から策定の同意を得たときは、この限りでない。

- (1) 漁港区域
- (2) 港湾区域
- (3) 水道取水施設から半径500メートル以内の区域
- (4) 国又は地方公共団体が行う公共的事業実施区域並びに事業を実施するための調査を開始した区域
- (5) 船舶の航行に妨害を及ぼす区域
- (6) 漁業調整、資源保護又は公益に支障があると認められる区域
- (7) 水位変動等に伴って漁場環境が著しく悪化若しくは影響を受けると思料される区域

(漁場の制限)

第6 区画漁業が良好な漁場環境で営まれることを確保するため、漁場について次の制限を行うものとする。

- (1) 漁場の水深は、原則として2.6メートル以深であること。
- (2) 小割式養殖業については、生けす網の設置面積の上限（最大行使面数）を設けること。

(存続期間)

第7 区画漁業の存続期間の満了日は、小割式養殖業にあつては令和11年8月31日、真珠養殖業にあつては令和15年8月31日とし、この間に免許されたものについては、各々の残存期間とする。

付 則

- 1 この方針は、昭和52年12月21日から施行する。
- 2 霞ヶ浦北浦における区画漁業権の漁場計画等に関する方針（昭和39年11月24日施行）は、廃止する。

付 則

この方針は、昭和53年7月6日から施行する。

付 則

この方針は、昭和56年7月14日から施行する。

付 則

この方針は、昭和59年6月12日から施行する。

付 則

この方針は、平成元年4月27日から施行する。

付 則

この方針は、平成3年4月9日から施行する。

付 則

この方針は、平成7年10月25日から施行する。

付 則

この方針は、平成12年10月19日から施行する。

付 則

この方針は、平成17年10月27日から施行する。

付 則

この方針は、平成21年3月5日から施行する。

付 則

この方針は、平成24年12月18日から施行する。

付 則

この方針は、平成25年11月21日から施行する。

付 則

この方針は、平成30年10月31日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年10月13日から施行する。

付 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

【別紙様式】

誓 約 書

今般 地先 に小割式養殖業を内容とする区画漁業の漁場設定（海区漁場計画の作成）を行っていただくに当たりましては、当該漁場が霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償の実施後の

- （１）最大行使面数を増加させようとする漁場
- （２）新規着業しようとする漁場
- （３）霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償の際、完全休業中であつたため同補償が適用されなかつた漁場

であるため霞ヶ浦漁業協同組合連合会、霞ヶ浦北浦小割式養殖漁業協同組合等と水資源開発公団が締結した霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和 53 年 2 月 21 日締結）の趣旨を踏まえ、今後当該事業に起因し漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと及び災害発生等の緊急事態の場合にこの養殖業に関し河川管理者から操業中止又は施設の撤去の申し入れがあつたときはその指示に従うこと並びにこの漁場の行使者が上記内容の誓約を文書をもって免許申請時に行うよう指導することを誓約します。

令和 年 月 日

漁場設定要望者

住 所

名 称（法人にあつては名称代表者の職名）

又 は

氏 名

茨城県知事

殿

第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る一斉切替のスケジュール

1. 免許期間

令和 元年9月1日から令和 6年8月31日まで (現在)

令和 6年9月1日から令和11年8月31日まで (次回)

2. 切替えスケジュールの概要

年度	月	事項		内容
R 4	1-2月	意向調査		行使者を対象に継続意向を調査
R 5	6-9月	行使実態調査		関係漁協・行使者からの意見聴取、行使実態の確認
	10月	基本方針 取扱方針	海 区 漁 場 計 画	<u>委員会における免許の基本方針案、海区漁場計画の 取扱方針案の事前協議</u>
	11月	素案協議		委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	関係機関調整		関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項)
	1月	委員会諮問		知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	2月	公聴会		公聴会(法第64条第5項)
	2月	委員会答申		委員会から知事あて答申
	3月	決定公示		海区漁場計画の公表・公示(法第64条第6項)
R 6	6-7月	免許申請		免 許
	7-8月	審査	適格性の審査(法第72条)	
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申	
	8月	免許	免許状交付(法第69条)	
	9月	公示	県報登載	

※「法」は漁業法を示す

第1種区画漁業(小割式養殖業) 免許の概要 [R1.9.1~R6.8.31]

1. 免許番号(霞北区)		第11号	第12号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第41号	第43号	第52号	第63号
2. 免許の内容たるべき事項	(1)漁業の種類, 漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類:第1種区画漁業 漁業の名称:小割式養殖業 漁業の時期:1月1日から12月31日まで													
	(2)漁場の位置	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市坂地先	かすみがうら市田伏地先	かすみがうら市田伏地先	小美玉市下玉里地先	行方市手賀地先	行方市西蓮寺地先	行方市五町田地先	美浦村大字大山地先	美浦村大字八井田地先	銚田市江川地先	行方市宇崎地先
3. 制限又は条件	養殖できる水産動物	コイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		レンギョ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ナマズ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チャネルキャット フィッシュ	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	○
		ウナギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		テナガエビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いけす網の設置面積	400㎡以内 (16面以内)	950㎡以内 (38面以内)	3,125㎡以内 (125面以内)	1,125㎡以内 (45面以内)	4,075㎡以内 (163面以内)	3,575㎡以内 (143面以内)	1,500㎡以内 (60面以内)	19,625㎡以内 (785面以内)	5,500㎡以内 (220面以内)	1,450㎡以内 (58面以内)	600㎡以内 (24面以内)	1,450㎡以内 (58面以内)	3,250㎡以内 (130面以内)	500㎡以内 (20面以内)
4. 免許日	令和元年8月20日														
5. 存続期間	令和元年9月1日から令和6年8月31日まで														
6. 地元地区	かすみがうら市牛渡	かすみがうら市牛渡	かすみがうら市牛渡	かすみがうら市坂、かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	小美玉市下玉里	行方市手賀	行方市西蓮寺、行方市井上、行方市手賀	行方市五町田	美浦村大字大山、かすみがうら市牛渡	美浦村大字八井田、かすみがうら市牛渡	銚田市江川、銚田市中居	行方市宇崎	

いけす網の設置面積の合計値:47,125㎡以内(1,885面以内)

霞ヶ浦北浦海区漁場図



-  保護水面
-  禁止区域
-  共同漁業権漁場(第2種)
-  区画漁業権漁場(第1種)
小割式養殖業
-  区画漁業権漁場(第1種)
真珠養殖業

関係法令等

漁業法

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）

又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつ

つ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）

第4 漁業の種類別の留意事項

2. 区画漁業権

(2) 漁業権の内容

①漁業の種類

区画漁業権の漁業の名称については、従来、養殖対象種を特定することにより、漁業調整に資する趣旨で、一漁業権一漁業種類の原則をできるだけ堅持することを基本としてきたところであるが、近年、新たに秋から春に海面で行われるさけ科魚類の養殖の取組が増えていることや、海洋環境変化に対応するため既存の養殖漁場で新しい魚種の養殖への取組などが各地で試みられていることを踏まえ、こうした現場の取組を阻害することのないよう、必ずしも魚種を一種類に限定しないことや、「魚類」のように魚種を指定しないこととしても差し支えない。

これに当たって、従前は一漁業権一漁業種類の漁業権としていたものについて、例えば「まだい小割り式養殖業」を「魚類小割り式養殖業」に、「わかめ垂下式養殖業」を「藻類垂下式養殖業」に変更し、これを類似漁業権として海区漁場計画に設定することは差し支えない。

なお、この場合に、実際に養殖されている魚種や操業状況を把握しておくことは漁場を管理する上で重要であり、持続的な養殖生産には環境負荷を考慮することが必須である。漁業権の内容と漁場管理の実行性及び管理手法とをあわせて具体的に検討した上で海区漁場計画の作成を進めることが適当である。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画制度の積極的な活用を進めるとともに、資源管理の状況等の報告においては、魚種ごとに、養殖生産量、組合員行使権者の数、生産規模等を求め、都道府県において養殖実態を正確に把握することとされたい。

漁業権行使規則等の作成及び認可について（令和4年7月26日付け4水管第1166号）

第1 漁業権行使規則等の内容

4. 漁業権の内容として魚種を指定しない場合の漁場の管理

「海区漁場計画の作成等について」第4の2において、区画漁業権の漁業の種類に関し、魚種を指定しないこととしても差し支えない旨を通知したところである。

これを受けて、区画漁業権について、例えば「魚類小割り式養殖業」のように魚種を指定しない場合には、適切な漁場管理を確保するため、魚種ごとの漁場の利用方法や区域を規定する等、漁業権行使規則等においてその管理手法を整理することが適当であり、行使状況等の報告においても魚種ごとに行うものとして規定することとされたい。

第2種共同漁業（張網漁業）及び第1種区画漁業（真珠養殖業） に係る免許の結果について

免許結果については、以下の告示のとおり

茨城県告示第976号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、令和5年8月17日付けで霞ヶ浦北浦海区における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。

令和5年8月24日

茨城県知事 大井川 和彦

公示番号及び 免許番号	漁業権者の住所並びに名称及び代表者の氏名	
	住所	名称及び代表者の氏名
霞北共第1号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第2号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第3号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第4号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第5号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第6号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第7号	行方市麻生163番地の1	麻生漁業協同組合 代表理事組合長 鬼沢 弘明
	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第8号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第9号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第10号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第11号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北共第12号	潮来市新宮1942番地	潮来漁業協同組合 代表理事組合長 服部 勝正
霞北共第13号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞北共第14号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞北共第15号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞北共第16号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞北共第17号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞北共第18号	神栖市日川3744番地	常陸川漁業協同組合 代表理事組合長 多田 悦章
	潮来市新宮1942番地	潮来漁業協同組合 代表理事組合長 服部 勝正
霞北区第111号	土浦市菅谷町1168番地3	戸田真珠有限会社 代表取締役 戸田 隆一
	稲敷市羽生197番地	清和真珠株式会社 代表取締役 米口 清
	稲敷市幸田2578番地	大湖真珠株式会社 代表取締役 北尾 宏史
霞北区第121号	土浦市真鍋六丁目6番34号	柳瀬パール有限会社 代表取締役 柳瀬 和久
霞北区第122号	小美玉市小川1343番地25	渡辺 幸司

(1) 霞北共第7号、霞北共第18号、霞北区第111号は共同免許である。

(2) 免許内容、制限又は条件及び存続期間は、令和5年3月9日付け茨城県告示第254号によって公示された方法により公表された内容のとおり

令和 6 年度 全国海区漁業調整委員会連合会 中央要望提案について

令和 5 年 10 月 3 日 (火)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会（以下「全漁調連」という）は、昭和 40 年に発足し、全国 40 都道府県の 72 海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の 4 ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議（その後、4 ブロックの意見を調整し、要望活動を実施）。

今年度の東日本ブロック会議は静岡県で開催（構成道都県で持ち回り）。

〔ブロック構成〕

東日本＝12 都道府県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重）

日本海＝12 府県（青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口）

西日本＝11 府県（滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛）

九州＝8 県（福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄）

2 中央要望提案の流れ

(1) ブロック会議（各ブロックごとに開催）（秋期）

- ・海区漁業調整委員会が直面する諸課題について、その対策案を協議、検討
- ・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築（要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項）

(2) 会長・副会長会議、理事会（随時）

- ・各ブロック会議で議決された要望内容の取扱い等について協議・意見交換
- ・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議

(3) 通常総会（翌年 5 月）

- ・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択

(4) 漁業調整活動対策等（中央要望活動）（例年 7 月）

- ・各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果

I 海区漁業調整委員会制度について

R5年度要望趣旨		回答、状況等										
<p>海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。</p> <p>令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかねばなりません。</p> <p>また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。</p> <p>つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。</p>												
1	<p>1 海区漁業調整委員会制度の堅持</p> <p>海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>2 今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。 継続</p>										
2	<p>2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 継続</p> <p>(参考)漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <table border="1"> <tr> <td>平成31年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> </table>	平成31年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円	令和4年度	181,302千円	令和5年度	181,302千円
平成31年度	181,302千円											
令和2年度	181,302千円											
令和3年度	181,302千円											
令和4年度	181,302千円											
令和5年度	181,302千円											
3	<p>3 新たな漁業関係法令の改正について</p> <p>改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。</p> <p>2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。 継続</p>										
4	<p>4 海区漁業調整委員の資質向上について</p> <p>海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいりたい。 継続</p>										

II 沿岸漁場の秩序維持について

R5年度要望趣旨

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1	<p>1 違法操業の取締強化等</p> <p>①組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>②また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 継続</p> <p>2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続</p> <p>3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続</p> <p>4 また、昨年10月にコロナ禍により中止を余儀なくされていた「令和4年度漁業監督公務員研修会」を3年振りに開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、WEB会議を併用した開催を予定している。 新規</p> <p>【海上保安庁】 ①に対する回答 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 内容変更</p>

<p>2</p>	<p>2「密漁もの」の流通防止</p> <p>①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。 新規</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。 ①③④継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 継続</p> <p>2 なお、都道府県への交付金により、 ① 悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 継続</p> <p>3 また、令和4年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が施行されたところ。 内容変更</p> <p>4 流通段階における監視については、水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時立入検査を行っているところですが、引き続き、密漁品の流通を防止するため、都道府県とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。 (事業区域が一の都道府県の区域内のみの事業者は都道府県が監視) 新規</p> <p>5 同法の施行に当たり、制度運用の詳細に係る各種通知の発出やマニュアルの作成を丁寧に行ったほか、国内の関係者に対して、説明会を多数開催する等の周知・普及を行ったところ。同法施行後も個々の事業者等からの問い合わせ等に個別に対応しているところであり、引き続き丁寧に対応してまいりたい。 新規</p> <p>6 さらに、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等の取組を支援しており、是非ご活用いただきたい。 内容変更</p> <p>7 なお、シラスウナギへの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月からとしている。 水産庁は水産流通適正化制度を確実に現場実装するため、現場実態に応じたトレーサビリティの仕組みを導入する具体策を特定するため2022年には「ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ導入評価プロジェクト」に取り組み、トレーサビリティ専門機関、うなぎ関係団体、経営工学領域の学識者、地域行政・事業者の協力を得て複雑多様なシラスウナギ流通の経路、慣行、事業者の役割や機能の共通項を洗い出し、技術と価値がバランスしたQRコード×モバイルを技術的中核とするトレーサビリティシモデルを概念設計したところ。 今後、概念設計されたモデルを踏まえ全国で活用できるシステム開発を進め、令和7年度にそのシステム運用を開始する予定としている。 内容変更</p> <p>8 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 懲役3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万 ⇒懲役3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円</p>
----------	---	--

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R5年度要望趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないように強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 クロマグロ資源の適正利用 ①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 北太平洋マグロ類国際科学小委員会(ISC)によると、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定事項である暫定回復目標(親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復)を既に達成し、次期回復目標(漁獲がない場合の資源量の20%(約13万トン)まで回復)も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。 また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 ご指摘のとおり、太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたい。 新規</p> <p>2 一方で、日本国内で違法な未報告漁獲の事案が発生し、諸外国にも広く知られた状況であることから、再発防止や管理の強化が不可欠であり、関係者のご協力をお願いしたい。 新規</p> <p>3 国内配分については、大型魚の15%増枠を踏まえ、水産政策審議会でとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠からの配分を含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。 新規</p> <p>4 将来、増枠が実現した際にも、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら配分方法を検討してまいりたい。 新規</p> <p>5 なお、広域漁業調整委員指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に我が国全体で400を上限として新規の申請を承認できる規定を設けた結果、令和4年度末までに合計30件を新規に承認したところ。今後については、増枠など国際的な状況を踏まえつつ、適切な管理のあり方を含め検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>

<p>1②</p>	<p>1 クロマグロ資源の適正利用 ②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。 イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。 ウ 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。 エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。 内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 2023年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2021年の7か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。内容変更</p> <p>2 来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行っている所存。継続</p> <p>3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐる部会」のとりまとめでも、 ① ISC(北太平洋まぐる類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。 と示されているところである。継続</p> <p>4 また、令和4管理年度大中型まき網の小型魚については、300トンを大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年の平均漁獲実績の4分の1にまで減少させている。 一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいります。継続</p> <p>5 大臣許可漁業者との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。新規</p>
-----------	---	--

<p>1③</p>	<p>1 クロマグロ資源の適正利用 ③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。 イ 大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理(属人管理)ではなく、大臣管理として国で管理すること。 新規</p>	<p>【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出しているところ。ご指摘の制度のあり方を含め、クロマグロの適切な資源管理が図られるよう、引き続き検討してまいりたい。 新規 2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸くろまぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県において管理手法の検討をしていただきたいが、知事管理上支障があるような操業をする沿岸くろまぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 新規</p>
<p>2①</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等 定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。 継続</p>	<p>【水産庁】 1 2023年漁期(令和5管理年度)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2021年の7か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乘せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。 継続 2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。 継続 3 我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。 継続</p>

<p>2②</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設</p> <p>ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。</p> <p>イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。</p> <p>また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p>ウ 数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 継続</p> <p>2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。 継続</p> <p>3 予算の執行においては、精算に必要な書類が提出された後、可能な範囲で迅速に手続きを行ってきており、今後とも早期の支払いに努めてまいりたい。また、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。 継続</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>削除</p> <p>令和3年度からは「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、定置網漁業等における混獲の防止や、魚種選択性を向上させる技術開発を進めているところである。</p> </div>
-----------	---	--

<p>2③</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置(下げ止め)を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大したところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用される事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところである。今後ともWCPFCIにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、同事業においては平成23年以降、積立ぶらすに加入することで漁業共済掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しており、これにより掛金の概ね7割程度を支援している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。 なお、制度の在り方については、令和4年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に即して、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、引き続き検討を進めていく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>6 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。 また、水産加工業者等については、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する場合、転換取組に必要な機器の導入等に対する支援を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">5番がない部分も含め、継続</p>
<p>2④</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ④漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁獲報告については、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、これらのうち水揚げ情報については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目途に収集体制を構築することを目指しているが、2022年度末において目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了し、今後、情報収集を進めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>3</p>	<p>3 遊漁者等の操業自粛措置 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。 また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、報告については、今年度から、陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報告を求めていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 更に、都道府県や海上保安庁とも連携し、疑義情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文書を発出するとともに当該情報を水産庁ホームページやSNSで公表しているところである。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 クロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容が遊漁者や遊漁船業者に正しく理解されるよう、引き続き情報発信の方法を工夫するなど周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

IV 沿岸資源の適正な利用について

R5年度要望趣旨	
<p>水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。</p> <p>一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中小型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。</p> <p>クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中小型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。</p> <p>つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整 ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 継続</p> <p>2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続</p> <p>3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、各都道府県の要請や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたが、本年5月に同方針が廃止されたことに伴い、今後は一般的な感染症防止対策を講じてまいりたい。 内容変更</p>
<p>1② 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ②沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に進めている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 継続</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 継続</p> <p>3 一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。 継続</p> <p>4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。 継続</p>

<p>1③</p>	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ③カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一時的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>1④</p>	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ④レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。資源調査や海洋観測等により、データを収集するとともに、海洋環境の変化・変動が主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。</p> <p>2 新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一時的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち合いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところであり、要望等あればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>1⑤</p>	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ⑤いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入に当たっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。</p> <p>2 漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまでも、適切な資源管理措置を講じることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。</p> <p>3 改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>2①</p>	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>①安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。</p> <p>また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とする新たな資源管理を開始し、令和3管理年度からは、新漁業法に基づく資源管理基本方針に沿って、数量管理と漁業者の自主的な取組を組み合わせた管理を実施しているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果及び資源管理措置も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定するとともに、漁獲量等の監視・取締りを実施しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用しているが、数量管理を基本としつつ、漁場利用においても、地域の各漁業の実態を踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
<p>2②</p>	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>②目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的内容を定めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 また資源評価においては、現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>5 なお、今後の資源評価において、海洋環境や資源の利用実態がこれまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>2③</p>	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>③漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 こうした目標を目指す過程で一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>3</p>	<p>3 カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。 また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】 1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については、水産庁も共有している。 [内容変更]</p> <p>2 昨年のWCPFCで採択された管理方式は、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続きを定めた。今年度は保存管理措置の見直しが行われるところ、まずは管理方式が、実際の管理に適切に反映されるよう取り組んでいくことが重要と考えている。 [新規]</p> <p>3 また、近年の来遊量の減少と、赤道海域における大型まき網漁業の漁獲の関係について、我が国の主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。 [内容変更]</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 [継続]</p>
<p>4</p>	<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】 <科学的評価の実施> 1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。 [継続]</p> <p><国際的な資源管理の推進> 2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。 [継続]</p> <p>3 サンマについては、本年3月に開催されたNPFC年次会合において、2023年及び2024年の措置として、公海における漁獲可能量(TAC)を19万8千トンから15万トンに削減し、国別漁獲上限についても2018年の実績から55%削減する等の措置が合意されたところ。 [内容変更]</p> <p>4 マサバについても、NPFCにおいて、マサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止する等の措置が導入されているところであるが、数量管理の実施に向けて資源評価の作業が進められているところ。 [継続]</p> <p>5 サンマやサバ等の資源管理の充実のため、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。 [内容変更]</p>

5①	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>①大中小型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等(付属船)へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 他方、同規定にて命令の対象とされていない大中小型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方に則り、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
5②	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>②VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 大臣許可漁業(法改正前の指定漁業)については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中(令和4年中)に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方に則り、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
5③	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>③AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 AIS利用の普及については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置漁船に対する漁船保険料の助成 ・高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援 ・スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進 <p>等の取組を実施しているところ。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間における周知啓発キャンペーンの実施等、事故防止・安全航行の指導に努めているところ。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁船の安全対策に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

R5年度要望趣旨	
<p>70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。</p> <p>また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、今回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。</p> <p>つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について</p> <p>改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。</p> <p>また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、改正漁業法の円滑な運用のため、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 [継続]</p> <p>2 今後とも説明会の開催や動画配信などにより周知を図るとともに、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 [継続]</p> <p>3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が少しでも軽減されるよう、システムを構築したところである。</p> <p>特に、目標であった4年度までに400箇所以上の漁協等から水揚げ情報を収集できる体制整備について、都道府県等のご尽力により、ほぼ全ての都道府県で必要な取組が完了したと伺っているところ。取組が残っている一部の県については個別に他の補助金等の活用も含め相談に対応しており、その他の県においても必要に応じてご相談されたい。 [内容変更]</p>
<p>2① 2 新制度の円滑な運用について</p> <p>①新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、改正漁業法を円滑に運用するため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、必要な意見交換を行ってきたところである。 [継続]</p> <p>2 円滑な制度運用に向けては、都道府県の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 [継続]</p>
<p>2② 2 新制度の円滑な運用について</p> <p>②改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、漁業権の切替え時期においては、漁場計画の樹立や免許にあたっての留意事項等をまとめたうえで、都道府県に対して地方自治法に基づく技術的助言を行ってきたところである。 [継続]</p> <p>2 今般の漁業権の切替えにあっても、手続の円滑な実施のため、令和4年4月に技術的助言を行ったところである。 [継続]</p> <p>3 切替えに向けた課題等があれば、都道府県の担当者にお問い合わせいただくとともに、必要に応じて水産庁にも情報提供されたい。 [継続]</p>

<p>3①</p>	<p>3 新たな資源管理措置等について ①新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。 内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。 継続 2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものであり、今後は法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。 内容変更 3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討してまいりたい。 内容変更</p>
<p>3②</p>	<p>3 新たな資源管理措置等について ②TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。 内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 新たなTAC対象魚種の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。 新規 2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、引き続き、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。 内容変更</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">削除：IQ導入によるトン数制限の撤廃などによる影響への回答</p>

<p>3③ 3 新たな資源管理措置等について ③数量管理の導入に当たっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 新漁業法においては、MSYを達成する水準に資源を回復・維持させることを管理の目標とし、数量管理に軸足を移した管理を行うこととしている。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">後半削除：水産資源の特性及びその採捕の実績を勘案して漁獲量による管理が適当でないと認められるときは、漁獲圧力を隻日数等に換算して管理を行うこともあり得るが、あくまで科学的根拠に基づくべきものである。</p> <p>2 従来のTAC魚種の管理においては、都道府県等の間での漁獲枠の融通の促進や留保枠からの迅速な配分、配分数量を明示せず「現行水準」として漁獲努力量を管理する方法などの柔軟な対応をしており、新たなTAC魚種の管理においても、資源ごとにどのような工夫が可能か検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一時的に減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">旧1番削除：資源管理は、資源に影響を与えている漁業種類全体を対象に、回復に向け各漁業種類が応分の負担を負い、資源が増えた時には負担に応じた配分を得る形とすることが公平性の観点から最も適当と考えている。定置網漁業においても、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を負うことになる。また、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を定置網漁業者が果たせるよう必要な技術開発を行うとともに、適切な資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業収入安定対策により、収入減少に対する補填を行っているところである。</p>
<p>3④ 3 新たな資源管理措置等について ④漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要です。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援しているところです。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、水産加工業の支援に向けては、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を支援しています。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 加えて、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、「海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を重点課題の一つに掲げており、本年5月26日には、漁協を含む事業者が漁港において海業の取組を実施しやすくするため、漁港漁場整備法を改正しております。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">海業の推進に向けて、12のモデル地区を公募により選定し、モデル地区における先行事例づくりを進めているところであり、得られたノウハウなど共有して海業の普及促進を図ってまいります。また、海業に関する様々な相談を一元的に受け付ける窓口を水産庁に設置するとともに、地域振興などに取り組む関係省庁の協力の下、「海業支援パッケージ」に位置付けられた施策の活用にも努めてまいります。そのほか、本年6月には、漁港における釣り利用について、利用ルール、マナーや釣り人の安全を確保し、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等について考え方を示した、漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)を作成しております。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">現在は、自民党の海業振興専門部会から出された「中間とりまとめ」を受けて、海業の推進体制の強化などを検討しているところであり、これらの取組を通じて一層の推進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>5 引き続き、漁業の次世代を担う人材の育成・確保に努めるとともに、水産加工業や観光業等とも連携し、水産業の成長産業化と漁村の活性化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

3⑤	<p>3 新たな資源管理措置について</p> <p>⑤TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 産地市場を通さずに漁獲物が販売、流通するといった事例に対応するため、スマート水産業の取組の中で、漁業者から直接電子的な報告を受け取る取組を進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、今後「TAC管理のステップアップ」プロセスのステップ1において実態を把握しつつ、関係都道府県等と協力しながら、TAC報告体制の整備を進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
3⑥	<p>3 新たな資源管理措置について</p> <p>⑥定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業II」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

VI 外国漁船問題等について

R5年度要望趣旨	
<p>近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。</p> <p>また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となったほか、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。</p> <p>さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。</p> <p>外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。</p> <p>加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年に入ってからはいくつかの頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。</p> <p>つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 排他的経済水域の境界の画定 竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいります。 継続</p> <p>2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前段削除： 我が国の排他的経済水域における分布域と漁場が存在している資源について</p> </div> <p>【外務省】</p> <p>1 日韓の排他的経済水域の境界画定 (1)竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 (2)排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 (3)今後も双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 継続</p> <p>2 日中の排他的経済水域の境界画定 (1)排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとされている。 (2)これを踏まえ、日本としても、累次の機会に地理的中間線を基に東シナ海の排他的経済水域を画定するべきとの立場を中国側に伝えている。 (3)中国側の立場はかかる日本側の立場と異なるが、今後も日本の立場を常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたい。 継続</p>

<p>2①</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ①日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p> <p>2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め対象外の水域について、台湾側と協議するつもりはない。</p> <p>【外務省】 1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めている。令和2年から令和4年の間、新型コロナウイルスの影響で日台漁業委員会の開催が見送られたが、今年4年ぶりに同委員会が開催され、操業ルールに関し意見交換を行う中、主張すべきは主張し粘り強く交渉を行った。その結果、昨年と同様の操業ルールを暫定的に適用するとともに、2023年漁期の操業ルールについて日台間で早期に協議することで一致した。まずは、同ルールを適切に実施し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたい。</p> <p>2 また、政府としては同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。</p> <p>3 取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議する考えはない。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>2②</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ②日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 日台取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p>2 本年の日台漁業委員会では、昨年と同様の操業ルールを暫定的に適用するとともに、双方のはえ縄漁船の操業トラブル回避のためのルールの見直しに向けて早期に協議していくことで一致した。</p> <p>3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】 VI-2-①参照</p>
<p>2③</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ③我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。 日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 これまで、韓国側との間では、 ①韓国のはえ縄漁船については、違法操業の根絶、許可隻数の削減等に向けた協議を行うとともに、 ②暫定水域については、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく協議を求めてきたところ。</p> <p>2 しかしながら、近年になっても依然として、 ①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくなる ②暫定水域の問題が解決しないこと などから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、韓国側に対し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p>3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（VI-4と同旨）。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】 1 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。 2 このため、平成28年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。 3 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでいく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>2④</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>④中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。</p> <p>さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。</p> <p>また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日中漁業協定の見直しの要望については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 中国さんご船の密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を昨年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(Ⅵ-4と同旨)。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象である。</p> <p>また、中国虎網漁船については、我が国水域に入って操業しないよう厳正に取締りを行っており、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日中漁業共同委員会において、東シナ海の水産資源管理について協議を行っており、その中で、虎網漁船を始めとする新興まき網漁船についても、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化や漁具規制の導入の検討等の管理強化措置を引き続き実施することで一致している。本日頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業共同委員会等を通じて、中国側としっかり協議してまいりたい。</p> <p>2 日中漁業共同委員会においても、問題の根絶のため、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置をとることで中国側と一致しており、中国船によるサンゴの不法採捕に対しては、外交ルートを通じた累次の申入れを実施している。</p> <p>3 北緯27度以南の海域に関する様々な意見については、重く受け止めている。日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかり対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
-----------	--	--

<p>2⑤</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑤地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 現在、日露関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、日本漁船の操業機会を確保できるよう、外務省とも連携しつつ、適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 日露間の各漁業協定に基づく日本漁船の操業条件の緩和については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、漁業交渉の場において、努力をしていく。ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのはご承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく意向(方針)。</p> <p>2 残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく政府間協議及び操業については、ロシア側の一方的な措置により実現できていないが、(御指摘のあった地先沖合漁業を含む)それ以外の日露間の協定や民間取決めに基づく交渉や操業については、全く問題がないというわけではないが、実施はできていると承知。(※貝殻島昆布協定(民間取決め)に基づく操業では、露側による「訪船」が行われるなど、問題が全くないわけではない。)</p> <p>3 日本政府として、日露間の漁業協定の安定的な実施を重視しており、引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
-----------	---	--

<p>2⑥</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑥我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。 また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、毎年交渉においてロシア漁船が原因と思われる我が国漁業者の被害状況を説明するとともに、漁具被害を未然に防止するため、四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置をロシア側に通報し、ロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底することを要請している。 これに対して、ロシア側は通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しているため、引き続きこうした取組を継続していく考えである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2を支援しているところであり、まずは当該事業を活用いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 また、イトヒキダラやイワシ、サバについては、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、2021年以降、これら3魚種の漁獲割当量を合計4万トン削減(2021年9万トン→2023年5万トン)したところである。引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】 1 御指摘の「ロシア大型冷凍トロール船」は、日露地先沖合協定に基づいて日本の200海里水域で操業するロシア船のことであると思うが、同協定に基づく日露交渉において、交渉ヘッドの水産庁からも、露側のトロール船への対応をロシア側としっかり話し合ってきていると承知しており、外務省としても、引き続き水産庁と連携していきたい。また、外務省としても、例えば日本水域(太平洋側)において日本の漁船が設置した漁具の設置位置を定期的にロシア側に通報してきており、ロシア側もロシアの漁業者に対してそれを通報していると承知。</p> <p style="text-align: right;">R4回答なし R3と比較し、大幅な内容変更</p>
<p>3①</p>	<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ①サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 水産庁においては、漁業取締船について、令和2年3月から昨年3月にかけて既存の2隻を大型化(500トン級→900トン級)するとともに、新規に2隻(900トン級、2000トン級)を増隻し、取締活動に従事しているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、平成30年度から本年度までの5か年で、海事職を59名、その他13名を増員するとともに、昨年4月に水産庁内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置したところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 さらに、水産庁と海上保安庁との間において、定期的に連絡会議を開催しているほか、昨年度に続き、本年度も合同訓練を実施するなど、連携しながら対応を行っている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、放水銃の強化や船体の防弾化など装備面の充実及び漁業監督官等の増員を図るとともに、引き続き海上保安庁と連携し、漁業者の皆様へ安全に操業していただけるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇及び航空機のほか無操縦者航空機「シーガーディアン」によるしよ戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正な取締りを行っております。 また、昨年度には、大和堆を含めた日本海側の監視・取締り体制の強化として、新たに巡視船「わかさ」を配備し、日本海側の勢力を増強しました。 引き続き、海上保安庁では、昨年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>

<p>3②</p>	<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ②中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。 また、外交ルートにおいても、直ちに中国側に嚴重に抗議し、再発防止を強く求めている。 水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備するとともに、海上保安庁と連携しながら同諸島領海内に侵入して操業を行う外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難である。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、中国海警局に所属する船舶への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警局に所属する船舶が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。 また、関係省庁と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国船舶の情報の提供等、漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を、状況に応じて適切に行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>3③</p>	<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ③外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難があり、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には緊急入域の希望があっても入域しないよう、強く指導してきたところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、やむを得ず緊急入域を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないように、外国漁業者に対し、基本的ルールの遵守を引き続き要請してまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。 そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>

<p>3④</p>	<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ④北朝鮮のミサイル発射については、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。 内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房からのミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達するとともに、漁業無線局が受信したメールによるミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。 継続 2 引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、対応してまいりたい。 継続</p> <p>【外務省】 1 北朝鮮が前例のない頻度と新たな態様で弾道ミサイル等の発射を繰り返していることは、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。 新規 2 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。 継続</p>
<p>4</p>	<p>4 被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和4年度補正予算により25億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和4年度補正予算により15億円を積み増したところである。 内容変更：R3韓国中国30億円、R3沖縄20億円 2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。 継続</p>

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

R5年度要望趣旨

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれては民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 遊漁と漁業の調整</p> <p>①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施</p> <p>地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設け、都道府県のルール等を確認できるようにしているところ。また、各都道府県に対しては、利用者が見やすく、分かりやすいものとなるよう、都道府県HPを改善・工夫するなど依頼しているところである。 内容変更</p> <p>2 また、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 内容変更</p> <p>3 また、遊漁団体やマリンレジャー事業関連団体が参加する意見交換の場に参加しており、更に、CSテレビ、雑誌等を通じて遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、色々な工夫を進めてまいります。 内容変更</p>

<p>1②</p>	<p>1 遊漁と漁業の調整 ②スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。 継続</p> <p>2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手にとって突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な態様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。 継続</p> <p>3 いずれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。 内容変更</p> <p>4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。 継続</p>
<p>1③</p>	<p>1 遊漁と漁業の調整 ③遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。 継続</p> <p>2 今後、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことに対応し、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めてまいりたい。 継続</p> <p>3 また、今国会で成立した改正遊漁船業法については、遊漁船の利用者の安全確保を目的としつつも、「地域の水産業との調和のとれた遊漁船業法の振興」を柱に掲げており、遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みを作ることができないか検討しているところ。 新規</p> <p>4 遊漁船業と漁業の兼業率は70%を超えており、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでおり、貴連合会においても、遊漁船業者と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただきたい。 新規</p>
<p>1④</p>	<p>1 遊漁と漁業の調整 ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。 遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。 内容変更</p> <p>2 また、今国会で成立した改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から協議会制度を創設したところであり、これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたいと考えている。 新規</p> <p>3 なお、本協議会については、都道府県が組織し、地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者、その他関係者で構成されるものであるが、全国的な知見や広域的な調整の観点から、求められた場合は国が参加することもあり得ると考えているところ。国としては、協議会の円滑な設置に向けて、都道府県に対し、必要な助言等を行ってまいりたい。 新規</p>

<p>2①</p>	<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ①プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。 内容変更</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 継続</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 継続</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。 継続</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>令和4年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約30万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和4年末のプレジャーボートの保有隻数は約22万隻、海難事故は約1,000件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。</p> <p>プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリーナや漁港等はあるものの、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参りたい。 継続</p>
<p>2②</p>	<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ②プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。 都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。 継続</p> <p>2 なお、水産庁としても遊漁団体の参加する意見交換の場に参加しており、遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。 継続</p> <p>3 また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策 ② 関係者間の連携推進 ③ 効果的な放置艇対策事例の周知 <p>の対策を講ずることにより放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.2万隻と前回調査時(平成26年度)と比べ5千隻減少している。</p> <p>水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援してまいりたい。 継続</p>

<p>3① 3 ミニボートによる危険行為の防止 ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>参考：令和5年度国土交通省交通安全業務計画 交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和5年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。 第2部 海上交通の安全に関する施策 第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進 (2)ミニボートの安全対策の実施 ミニボート(長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート)の安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。</p> <p>【国土交通省海事局】 ミニボート(長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満)は、低出力・低速で航行できる区域に限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るよう次のような安全対策を推進している。 国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。(当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。) また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。 このような取り組みにより、ミニボートの事故件数は令和3年から4年にかけて減少傾向に転じており、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>
--	--

<p>3②</p>	<p>3 ミニボートによる危険行為の防止 ②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施 ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。 [継続]</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 [継続]</p> <p>参考：海難の現況と対策について(海上保安庁) 令和3年のミニボートの事故隻数は121(103)隻。船舶事故隻数は増加。 ※()内は令和2年</p> <p>【国土交通省海事局】 ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えられる。 また、登録制度についても、小型船舶の登録等に関する法律の制定時にミニボートは財産価値が低い上、航行や係留による社会的影響が小さく、行政情報として把握する必要性が乏しいことから、同法による制度の対象外とした経緯があり、その状況は現在も変わっていないと認識している。 なお、海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、業界団体と連携した安全啓発活動に引き続き取り組んで参りたい。 [内容変更]</p> <p>一部削除： なお、現在、関係業界において、ミニボートの技術指針の見直しと第三者認証制度の構築に向けた検討が進められていると承知している。</p>
-----------	--	--

<p>3③ 3 ミニボートによる危険行為の防止 ③安全講習の義務化と所有者リストの整備</p>	<p>商品販売の際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 船舶の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【国土交通省海事局】 ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知している。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内している。国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>3④ 3 ミニボートによる危険行為の防止 ④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化</p>	<p>ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】 1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にあるミニボートの保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象となっているところ。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【国土交通省海事局】 ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている。今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

2023年10月3日 水産試験場内水面支場

令和5年 テナガエビ資源の状況について

【令和5年の漁模様】

[霞ヶ浦]

令和5年は解禁後に約100kg/時・隻となり、平成30年並みの水準。

表1. 霞ヶ浦テナガエビのCPUE（1隻・1時間あたりの漁獲量）

(単位: kg/時・隻)						
操業期間	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開始日(1日目)	9月10日	9月24日	9月24日	9月13日	9月15日	9月4日
2～7日目	114.9	57.0	43.1	28.6	46.3	103.0
8～15日目	103.8	56.7	37.7	26.9	40.8	100.0
16～30日目	110.9	47.3	25.3	22.5	22.0	125.0
31～45日目	103.3	31.9	27.2	—	17.1	—
46～60日目	88.8	—	—	—	—	—
60～75日目	—	—	—	—	—	—
年平均	104.3	56.2	33.3	22.0	38.5	109.3
年間漁獲量	244トン	133トン	87トン	34トン	未発表	未発表

※1 CPUEは漁業者の操業日誌及び霞ヶ浦北浦水産事務所の聞き取り調査結果から算出(令和5年は聞き取り調査の集計データのみ)

※2 年間漁獲量は漁業・養殖業生産統計

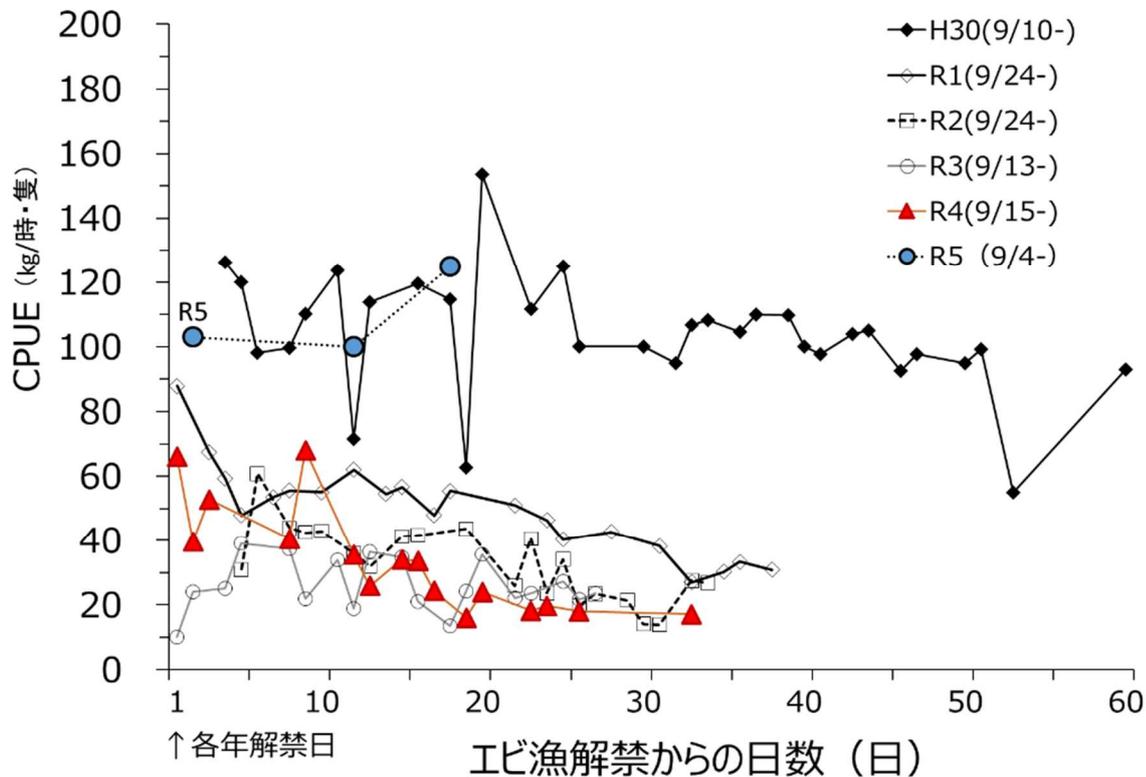


図1. 日別のテナガエビ CPUE の推移(霞ヶ浦)

[北浦]

令和5年は5～10kg/時・隻となり、小規模の操業が行われている。

表2. 北浦テナガエビのCPUE（1隻・1時間あたりの漁獲量）

(単位: kg/時・隻)

操業期間	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開始日(1日目)	9月10日	9月24日	—	—	—	8月31日
	78.1	—	—	—	—	6.3
2～7日目	68.7	4.0	—	—	—	—
8～15日目	51.2	—	—	—	—	5.0
16～30日目	32.1	—	—	—	—	10.0
31～45日目	10.8	—	—	—	—	—
46～60日目	7.4	—	—	—	—	—
60～75日目	8.8	—	—	—	—	—
年平均*	36.7	4.0	—	—	—	7.1
年間漁獲量	9トン	0トン	0トン	0トン	未発表	未発表

※1 CPUEは漁業者の操業日誌及び霞ヶ浦北浦水産事務所の間取り調査結果から算出(令和5年は間取り調査の集計データのみ)

※2 年間漁獲量は漁業・養殖業生産統計

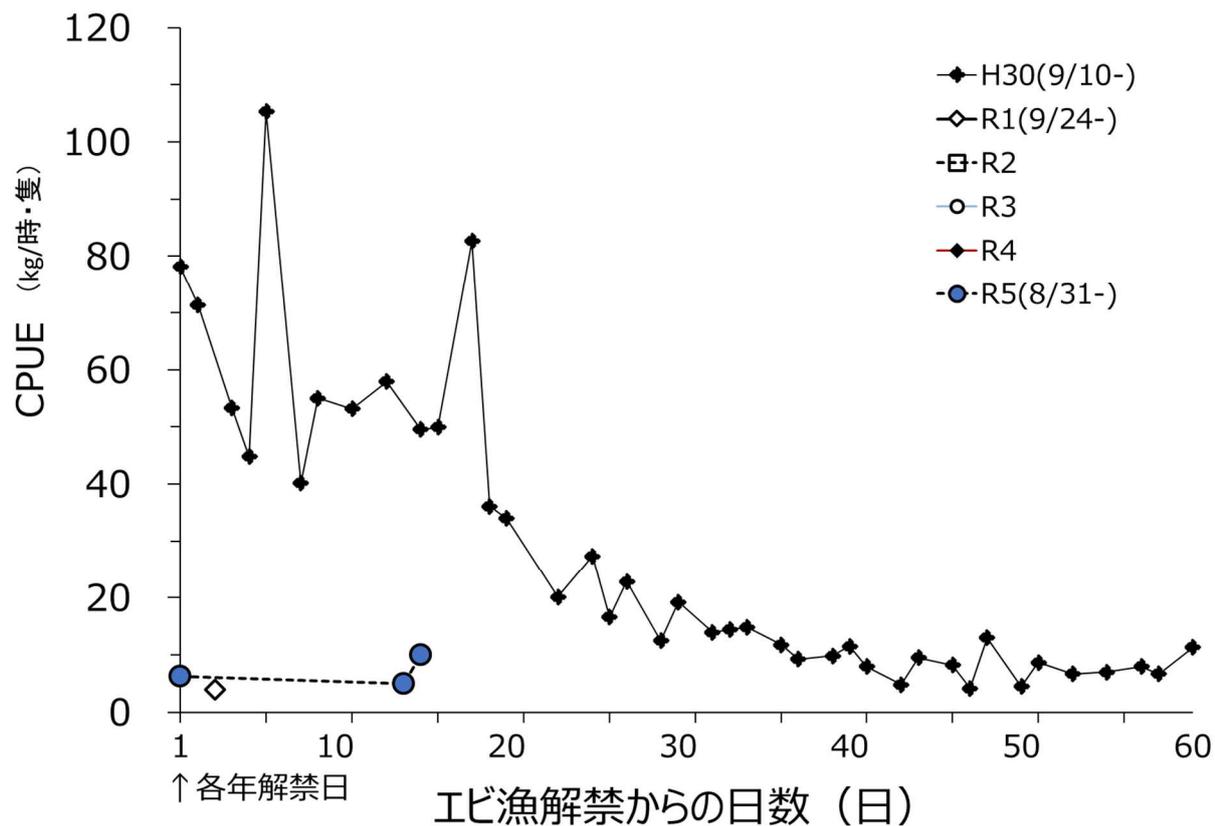
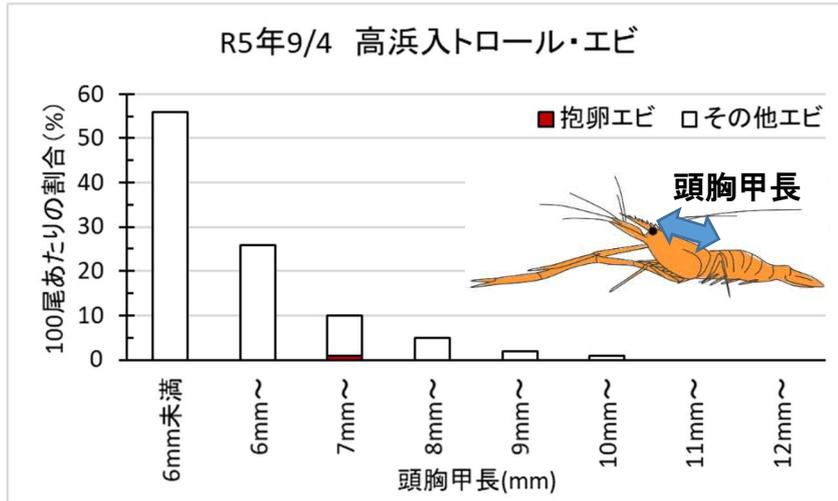


図2. 日別のテナガエビ CPUE の推移(北浦)

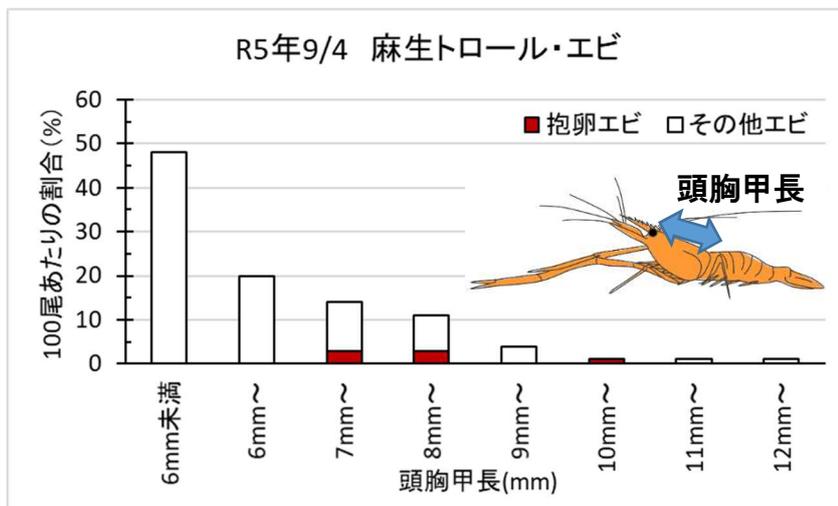
【エビの大きさ】

[霞ヶ浦]

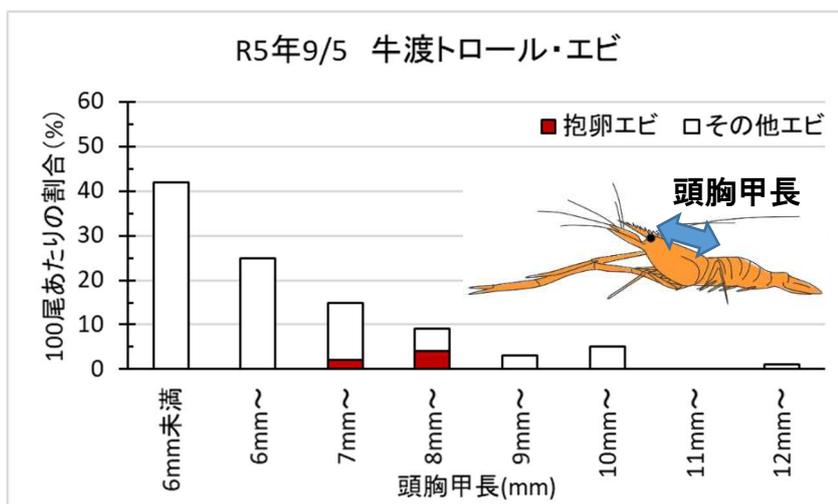
9月4日、5日のエビ曳漁獲物から無作為に100尾ずつ取り出し、頭胸甲長および体重を測定した結果は以下のとおり。各地点ともに4～5割強のエビの頭胸甲長は6mm未満の稚エビサイズだった。



	頭胸甲長	体重
最大	10.9mm	0.81g
最小	3.7mm	0.02g
平均	6.1mm	0.20g

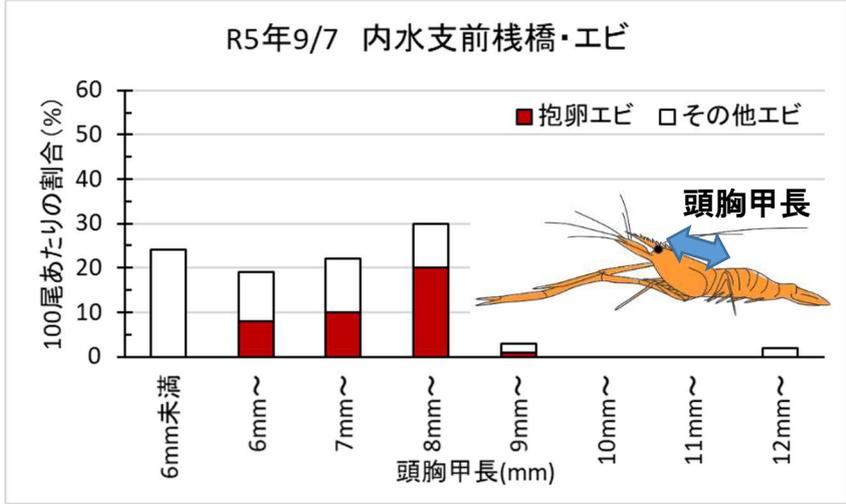


	頭胸甲長	体重
最大	13.1mm	1.62g
最小	3.5mm	0.03g
平均	6.4mm	0.28g



	頭胸甲長	体重
最大	12.4mm	1.30g
最小	2.8mm	0.03g
平均	6.5mm	0.28g

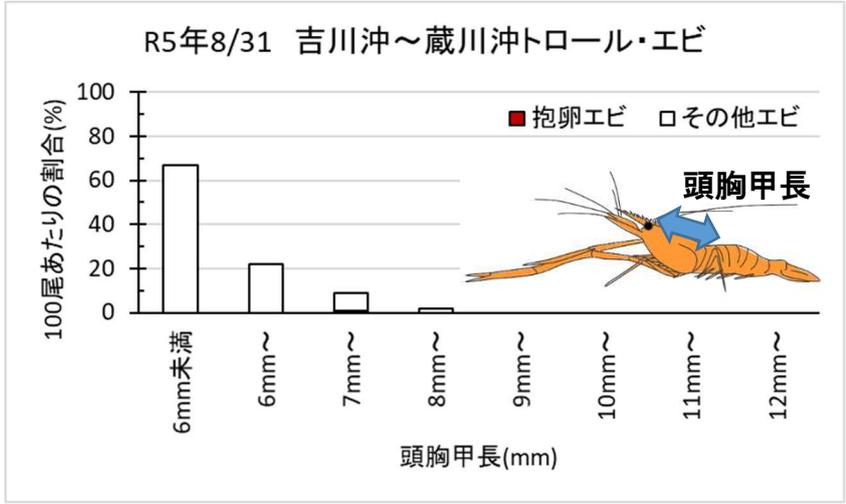
9月7日に内水支前の棧橋で採捕されたエビから無作為に100尾ずつ取り出し、頭胸甲長および体重を測定した結果は以下のとおり。湖岸付近では沖側と異なり約4割が抱卵した親エビだったことから、湖岸付近で産卵が継続し、沖に資源が加入しているとみられる。



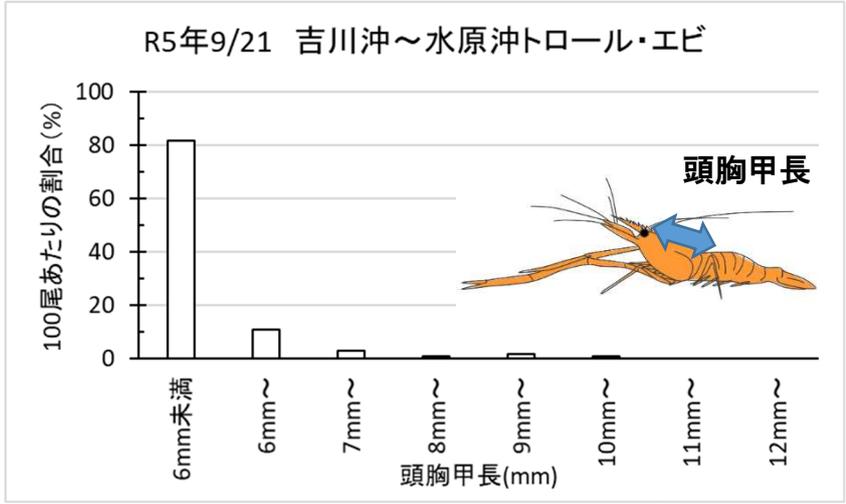
	頭胸甲長	体重
最大	13.7mm	1.83g
最小	3.8mm	0.04g
平均	7.2mm	0.33g

[北浦]

8月31日, 9月21日のエビ曳漁獲物から無作為に100尾ずつ取り出し、頭胸甲長および体重を測定した結果は以下のとおり。8月に比べ9月は頭胸甲長6mm未満の稚エビサイズが多くなっており、資源の新規加入があるとみられる。



	頭胸甲長	体重
最大	8.4mm	0.43g
最小	3.5mm	0.02g
平均	5.4mm	0.15g



	頭胸甲長	体重
最大	10.6mm	0.86g
最小	2.9mm	0.02g
平均	5.1mm	0.14g

水産物の放射性物質検査の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所
(R5. 10. 3現在)

品目名	採取水域	令和5年度検査結果 (採取日, Bq/kg)										令和4年度検査結果 (Bq/kg)				
		検体数	直近		前回	前々回		最大		最小	検体数	平均	最大	最小		
天然	アメリカナマズ	西浦	2	7/21	18	5/31	18			5/31	18	18	4	18	24	13
		北浦	2	9/5	13	4/3	17			4/3	17	13	3	16	19	13
	ウナギ	西浦	1	7/5	3.2					7/5	3.2	3.2	1	N. D.	N. D.	N. D.
		北浦														
	ギンブナ	西浦														
		北浦											1	13	13	13
	ゲンゴロウブナ	西浦														
		北浦											1	9	9	9
	ワカサギ	西浦	4	7/5	5.7-7.6					7/5	7.6	5.7	4	5.0	8.6	N. D.
		北浦	1	6/28	8.0					6/28	8.0	8.0	1	5.4	5.4	5.4
	シラウオ	西浦											1	N. D.	N. D.	N. D.
		北浦	1	6/28	3.8					6/28	3.8	3.8				
	テナガエビ	西浦	4	8/23	N. D. -8.3					8/23	8.3	N. D.	4	2.0	8	N. D.
		北浦	1	9/4	N. D.					9/4	N. D.	N. D.				
ヌマチチブ	西浦	1	7/5	4.4					7/5	4.4	4.4					
	北浦															
イサザアミ	西浦	1	6/15	N. D.					6/15	N. D.	N. D.	1	4.8	4.8	4.8	
	北浦															
モクズガニ	西浦															
	北浦											1	N. D.	N. D.	N. D.	
養殖	アメリカナマズ	西浦										1	8	8	8	
	コイ	西浦										1	N. D.	N. D.	N. D.	
		北浦											1	N. D.	N. D.	N. D.
	ゲンゴロウブナ	西浦														

注) N D :検出限界値未満
北浦 :北浦 外浪逆浦を含む

漁 第 761 号
令和 5 年 9 月 8 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

茨城県農林水産部長

第 15 期茨城県海面利用協議会初会議の開催について（通知）

このことについて、標記会議を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時：令和 5 年 10 月 5 日（木） 午後 3 時から
- 2 場 所：茨城県水戸合同庁舎 5 階 会議室兼厚生室（水戸市柵町 1-3-1）
- 3 次 第：
 - （1）委嘱状の交付
 - （2）初会議
議 題
 - ① 茨城県海面利用協議会の設置要領について
 - ② 部会の議決事項の取扱いについて
 - ③ その他
 - （3）各部会

連絡先：茨城県農林水産部漁政課
調整・漁船担当 松井、鴨下
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL:029-301-4080 FAX:029-301-4089
E-mail:t-matsui@pref.ibaraki.lg.jp

第15期 茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会委員名簿

区 分	氏 名	現 職	新旧別
遊漁関係	あかつ ともみ 赤津 友海	茨城県釣り団体協議会理事 (釣りインストラクター)	継
漁業関係	いとう よしお 伊藤 義男	霞ヶ浦漁業協同組合 理事	継
漁業関係	すがや よしなお 菅谷 美尚	きたうら広域漁業協同組合 理事	継
海洋性レク 関係	たかの としお 高野 利夫	株式会社 ラクスマリーナ 専務取締役	継
遊漁関係	みむら ようこ 三村 陽子	有限会社 ワールドバスソサエティ トーナメント事務局 事務局長 ※(公財)日本釣振興会所属企業	新
学識経験	やない たかのり 野内 孝則	元 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所技佐兼 霞ヶ浦北浦海区漁業調整員会事務局長	新
学識経験	よよぎ たかひこ 代々城 貴彦	行方市 経済部 農林水産課長	継

※五十音順